

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 北九州市門司区役所国保年金課

氏名	書類の名称
濱田 チズ子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
佐藤 ヨシ子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
柴野 充弘	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
二家本 秀美	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
東山 妙子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
内田 尚	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 北九州市小倉南区役所国保年金課

氏名	書類の名称
吉田 サカエ	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
瀧水 ハル子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
江口 洋子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
山浦 和敏	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 北九州市若松区役所国保年金課

氏名	書類の名称
小田 幸子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
鶴我 七重	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
中倉 日出男	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
森山 佐保子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
金永 憲光	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
向井 康彦	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
矢野 順三	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 北九州市八幡西区役所国保年金課

氏名	書類の名称
有地 波津子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
大西 道子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
古賀 洋子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書
濱野 好信	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 福岡市博多区役所保険年金課

氏名	書類の名称
中山 博景	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
山崎 ヨシ子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
木村 清信	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
小柳 勇	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
竹田 リチ	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
力丸 修	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
辻丸 勝正	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
安富 智津子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
秋吉 都代子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
小川 義嗣	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
木田 繁	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
江頭 清子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
河分 茂雄	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
大原 悦子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
岡本 直敏	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
松井 省吾	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
戸寄 典子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
武田 二三江	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
片岡 敏枝	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
晋 福蘭	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 福岡市博多区役所保険年金課

氏名	書類の名称
比口 由美子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
光山 清	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
富永 照雄	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
中家 勝一	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
福田 博明	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
河野 一之	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 福岡市中央区役所保険年金課

氏名	書類の名称
鶴崎 眞知子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
村田 啓二	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
大山 平一郎	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
小野 美伊子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
白石 明子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
大平 眞一	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 福岡市西区役所保険年金課

氏名	書類の名称
大田 敦子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
田中 静子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
秋山 富美子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
濱武 ユリ子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
島野 三男	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 福岡市城南区役所保険年金課

氏名	書類の名称
用田 千津子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
城戸 芙美子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
吉田 ミドリ	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
長谷川 昭子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
野田 英俊	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
三苫 静子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
重宗 洋治	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
松本 勝行	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
富田 稔	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
漆田 勝紘	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
香川 昭男	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
大石 雄三	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
中本 一正	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
高畑 満枝	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
堺 俊郎	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 福岡市早良区役所保険年金課

氏名	書類の名称
図師 千代子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
溝田 マサ子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
下川 淑子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
秋根 ツチヨ	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
石原 正藏	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
伊藤 和恵	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
戸田 美津子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
青柳 智恵子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
今村 悦	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
樋口 奈賀子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
浦塚 高之	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
樋口 忠治	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
岩橋 京子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
木村 八重子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
浦塚 科子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
西村 栄子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
堀 ユミ子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
田邊 秀樹	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
栗山 昭紀	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
今田 ノチ	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 福岡市早良区役所保険年金課

氏名	書類の名称
佐藤 慎二	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
高岡 和敏	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
大曲 征子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
川口 喜久子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
光安 勇	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
松崎 友子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
菊池 勝利	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
松下 一子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
鳥飼 ユキ子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
吉村 博三	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
羽田 哲子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
今林 直子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
川添 京子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
前田 恵子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
立石 滋子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
山崎 秀明	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
黒田 英幸	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
林 慎二	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
丹野 忠夫	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
梅野 保幸	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 福岡市早良区役所保険年金課

氏名	書類の名称
荒武 みわ子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
玉代勢 敏勝	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
妹尾 恵美	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
松永 浩隆	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
加賀屋 常雄	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
MAGONET JONATHAN DAVID	令和8年度後期高齢者医療保険料額変更決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 飯塚市役所医療保険課

氏名	書類の名称
林田 美智子	令和8年度後期高齢者医療保険料決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 八女市役所介護長寿課

氏名	書類の名称
倉吉 政隆	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 筑紫野市役所国保年金課

氏名	書類の名称
仲野 達雄	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
石川 武久	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) うきは市役所 保健課 国保・年金係

氏名	書類の名称
佐々木 トシ子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書
谷川 順子	令和8年度後期高齢者医療保険料額決定通知書

福岡県後期高齢者医療広域連合告示第15号

下記の書類は、本人の住所又は居所が不明により送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

また、記載の書類は、下記の保管場所にて、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、告示をした日から起算して7日を経過したときは、記載の書類の送達があったものとみなす。

令和8年9月14日

福岡県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 福田 浩

記

(書類の保管場所) 芦屋町役場住民課

氏名	書類の名称
八雲 美子	令和8年度後期高齢者医療保険料額変更決定通知書